

○御前崎市老人福祉センター設置及び管理条例

平成16年4月1日条例第111号

改正

平成18年3月10日条例第1号

令和4年12月23日条例第33号

御前崎市老人福祉センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定に基づき、老人に対して各種の福祉事業を行うため、老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 このセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浜岡老人福祉センター
- (2) 位置 御前崎市池新田1359番地の1

(事業)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人の生活相談及び就労に関する相談事業
- (2) 老人の健康に関する相談及び各種機能回復訓練事業
- (3) 老人の教養向上及び親睦を図るための各種事業
- (4) 老人クラブに対する援助並びに各種調査、研究及び広報に関する事業
- (5) その他老人福祉に必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理及び運営に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者の指定手続等に関しては、御前崎市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御前崎市条例第22号）による。

3 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの維持管理、運営及び使用料徴収に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの維持管理及び運営に関し、市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第5条 センターの利用は、原則として老人に限るものとする。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

3 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上又は公益上必要な条件を付し、若しくは必

要な指示をすることができる。

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 専ら営利を目的とするとき。
- (5) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。
- (6) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(入場制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す又はそのおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をする者又はこれらに該当するおそれのある器物、動物等を携行する者
- (3) その他指定管理者が管理上必要と認めた指示に従わない者

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は停止することができる。

- (1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

2 前項の規定によって利用者が損害を受けることがあっても指定管理者はその責めを負わない。

(使用料)

第9条 市内に居住する60歳以上の者がセンターを利用する場合は、使用料は無料とする。

2 前項に定める者以外の市内に居住する者及び市外からの利用者については、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 指定管理者は、特別な理由があると認めたものに限り、規則に定めるところにより、前条2項の使用料を免除することができる。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに、利用した施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜岡町老人福祉センター設置条例（昭和58年浜岡町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御前崎市老人福祉センター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、この条例の施行の日前の利用については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

（単位 円）

区 分	収容 人員	午前 9：00～12：00		午後 13：00～16：00		備 考
		市内	市外	市内	市外	
会議室	30人	880	1,320	880	1,320	
和室①②③	15人	660	990	660	990	
陶芸室	15人	660	990	660	990	
大広間	240人	3,300	5,500	3,300	5,500	放送設備一式共
福祉団体室 総合相談室 応接室	—	無料	無料	無料	無料	

備考

- 1 市内は、御前崎市居住者及び市内に事業所又は事務所を有するものとする。
- 2 市外は、御前崎市居住者及び市内に事業所又は事務所を有するもの以外のものとする。
- 3 区分をまたぐ場合は、それぞれの使用料の合計とする。
- 4 利用者が入場料若しくは入場料に類するものを徴収する場合は、上記の区分による使用料の100分の200に相当する額を加えた額とする。